令和７年 10 月 31 日

経済連携協定に基づく関税割当ての代理申請・報告の運用変更について
（令和８年１月１日以降の割当てに係る申請から適用）

１　運用変更概要

総務省からの通知（行政書士法の一部を改正する法律の公布について（令和７年６月 13 日付け総行行第 281 号）を踏まえ、行政書士又は行政書士法人ではない無資格者の関与により、住民（申請・報告当事者）が不利益を被ることを防止するための取組として、令和８年１月１日以降に割当てを受ける経済連携協定に基づく関税割当申請においては、**関税割当申請書等の官公署に提出する申請・報告書類の作成及び提出を申請者本人及び報告者本人から依頼を受けて代理で行うことがきる者は、行政書士又は行政書士法人に限定**することとします。

以上の変更を踏まえ、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 国際第 1297 号）（以下「記載要領」という。）を別紙「新旧対照表」のとおり改正しましたので、詳細は改正後の記載要領をご確認下さい。なお、令和７年 12 月 31 日までに割当てを受けたものについては、従前の例によります。

２　改正後の記載要領の対象となる手続き

令和７年度の関税割当てのうち、改正後の記載要領の対象となる申請手続きは以下のとおりです。令和８年度の関税割当ては、全ての手続きがの改正後の対象となります。

- 日 EU（TRQ-23, TRQ-25 を除く）、CPTPP(TWQ-JP9, TWQ-JP10, TWQ-JP11 を除く)及び日米の令和７年度第３回申請（申請期間 12 月 9 日～12 月 15 日）
- 日 EU（TRQ-23, TRQ-25）及び CPTPP(TWQ-JP9, TWQ-JP10, TWQ-JP11)の令和７年度第３回申請（申請期間 9 月 1 日～令和 8 年 3 月 13 日）のうち、12 月 9 日以降の申請
- 日米以外の二国間 EPA の輸入国管理品目の第４回申請（申請期間 令和 8 年 1 月 20 日～1 月 26 日）
- 日米以外の二国間 EPA の輸出国管理品目
  日豪 EPA：12 月 25 日以降の申請
  日豪以外の EPA：12 月 23 日以降の申請

３　eMAFF における行政書士の資格登録

行政書士又は行政書士法人が農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による代理申

請を行う場合は、マイページから行政書士の資格情報をアップロードして下さい。コールセンターにて原則１営業日以内に確認後、当該資格が eMAFF 上に公開されます。詳細は、申請者マニュアルの「6.3.1　申請代行を行うための準備」をご確認下さい。
https://e.maff.go.jp/Manual

なお、日 EU・EPA、CPTPP、日米以外の関税割当申請については、eMAFF による代理申請を休止しております。